z	者負担と規定されており、 未納へ	保てず、入所定員割れとなってい	た上で事業計画の承認を受け、そ
間	学校給食法では食材料費は保護	あるため入居者のプライバシーが	愛媛県及び総務省と協議
道	となっている。	の老朽化が著しく、また相部屋で	各事業の実施年度に個々の事業に
	15 パ	設後30年が	の見通し、各年度の合併特例債は、
Z	間 は 約 62	ホーム明水荘	特例
課	たが、		合
頁[•		た事業について予算計上を行い、
か	2 給食費の未納状況は、昨年		業費の精査など、条件整備を終え
庭	平成17年度分の小中		する事業は、実施計画の策定や事
は		老人	②新市建設計画に基づき、着手
	と取り組みについて問う。		から合併特例債への振替を行う。
進	いるとも聞く。当市における現状		続事業は、可能な限り通常の起債
動	学級担任の時間や労力が割かれて		①合併以前から実施している継
F	に対する督促や家庭訪問などで、		づき合併特例債を充当する。
の	るが、学校現場では未納の保護者		と新規事業について次の方針に基
1	対策強化の取り組みもなされてい		例債を優先して活用し、継続事業
<i></i>	全国でも実態の把握が進み、		針として、市債の充当には合併特
	明学校給食費の未納問題は、	家舗ネックショルフィ	*** 営については、予算編成方
Ļ		雟	Sen 合併特例債の今後の財政運
「稻	学校給食費未納	見直してはどうか?	₹) ≻
īι	どう取り組む?		むのか。今後の財政運営を問う。
業	年 4 沪	の有効かつ堅実な活用に努めたい。	併特例債事業をどのように盛り込
÷.	2	じゅうぶん配慮して 合併特例債	1201年までの基本計画に、合
: 労	ていない。	先し、健全財政と地域バランスに	明 財源の健全化を柱として、
	人ホームへの転換は	と一体性の確保に資する事業を優	
98		とれる事業や旧名市名町の扇利	合併特例債
	当面は現状での管理運	業をはじめ、特に都市戦略上必要	のか
朸		計画掲載事業のうち、継続的な事	
		今後、これまで同様、新市建設	ところである。
	? じゅうぶん承知し		設置するための調整を行っている
度	¥n 一部経年劣化の		立場にない。現在は、協議の場を
る			まっていないため、コメントする
	言するが、どう考えるか。	毎年度じゅうぶん精査した上で事	水事情についても正式に協議が始
<	立総合老人ホーム」への移行を提	真に必要と思われる事業について、	は差し控えたい。また、松山市の
	別養護老人ホームを併設する「市	借入ができるものではない。今後、	いない状態であることから、回答
	あるのではないか。新築して、特	業であれば、すべて合併特例債の	と、庁内調査研究会の結論が出て
	ん、抜本的な改善策を示す必要が	なっている。新市建設計画登載事	、 議がまだ始まっていないこ
	る。今後、基本的な修繕はもちろ	の後に起債の借入を行う仕組みと	¥n 分水の影響については、協

な報報 事教、N大多再仕の方法 にトラ2昨 こ本 こ本 三本 二本 二、 二、	取り組みにに、 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。	団塊の世代への支援う取り組む?	協議検討していきたい。ついて、関係機関・関係部署等
---	---	-----------------	---------------------------